

第三次 稲城市職員工コ・アクションプラン

【稲城市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)】



© K.Okawara · Jet Inoue

inagicity

令和5年3月

稲 城 市

【目次】

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化の概要	1
2 第三次稲城市職員工コ・アクションプラン策定の背景	2
3 第二次計画期間におけるエネルギー使用量と温室効果ガス排出量	3
第2章 計画の基本的事項	4
1 計画策定の視点	4
(1) 法律に基づく地球温暖化対策の推進	4
(2) 職員一人ひとりの環境配慮行動の促進	4
(3) 環境マネジメントシステムの運用による取り組みの推進	4
2 計画の期間	4
3 計画の対象範囲	5
4 計画の対象となる温室効果ガス	6
5 温室効果ガス排出量の算定方法	6
第3章 計画の基本方針	7
1 基準年度の温室効果ガス排出量	7
2 温室効果ガスの削減目標を設定するにあたって	8
3 基本方針	9
4 温室効果ガスの削減目標	10
5 温室効果ガス削減目標以外の取り組み方針	11
(1) 用紙購入・水道使用に係る取り組み方針	11
第4章 率先行動計画	12
1 稲城市職員による率先行動	12
(1) 物やサービスの購入にあたっての配慮	12
(2) 物やサービスの使用にあたっての配慮	12
(3) 廃棄にあたっての配慮	13
(4) 設計・施工段階にあたっての配慮	14
(5) 管理段階にあたっての配慮	14
(6) その他	14
第5章 計画の推進体制	15
1 計画の推進体制	15
(1) 計画の推進の考え方	15
(2) 計画の推進体制と仕組み	15
2 点検・評価・公表の方法	17
(1) 点検	17
(2) 評価	17
(3) 公表	17
3 計画の見直し手順	17
(1) 計画の基本的事項	17
(2) 計画の目標	17
(3) 計画の推進体制	17

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化の概要

地球温暖化とは、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が増加することにより、気温が上昇する現象をいいます。

地球の表面は、昼間は太陽からの熱に温められ、夜になると熱を放射して冷えるというサイクルを繰り返しています。温室効果ガスは、主に地表からの赤外線を吸収する性質があり、昼夜の気温差を少なくするのに役立っています。

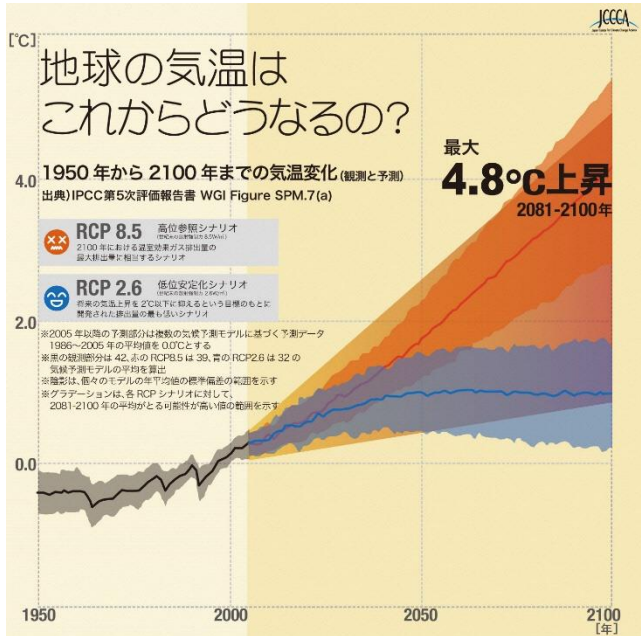
ところが、温室効果ガスが増えすぎると、日射によって入ってきた熱のうち、放射によって出て行く熱が保持され、結果として気温が上昇するといった事態が起こっています。

温室効果ガスのうち最も排出量の多い二酸化炭素は、主に生物の呼吸・燃料の燃焼・火山の噴火等により排出され、植物の光合成等により吸収されず。産業革命以前は、排出量も少なく、二酸化炭素濃度はほぼ一定のレベルにありました。

しかし、近年、化石燃料を大量に使用することで、化石燃料中に固定されていた炭素が二酸化炭素となって大量に放出され、地球温暖化現象が顕著になってきています。

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第5次報告書によると、2100年における温室効果ガス排出量の最大排出量に相当するシナリオ(RCP8.5)では、1950年から2100年までの気温変化は最大で4.8℃上昇すると言われています。この結果、地球規模での気候変動が起こり、海面水位の上昇、異常気象の増加、食料生産への影響、熱射病や熱帯性の伝染病などの増加といった様々な影響が懸念されています。

■1950～2100年までの気温変化(観測と予測)



出典:全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

■気候変動による将来の主要なリスク



出典:全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

2 第三次稲城市職員エコ・アクションプラン策定の背景

市では、平成 15 年 3 月に稲城市環境基本条例に基づく「稲城市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・学校・市が、それぞれの立場から様々な各種環境保全の取り組みを推進してきました。また、市は行政としての主体のほか、稲城市内における一事業者の立場としても、地球温暖化対策に取り組む必要があることから、平成 15 年 7 月に「地球温暖化対策推進実行計画」とその対策のための「稲城市職員率先行動計画」とを合わせた「(第一次)稲城市職員エコ・アクションプラン」を策定し、同計画に基づき地球温暖化対策に取り組んできました。

その後、「稲城市環境基本計画」及び「(第一次)稲城市職員エコ・アクションプラン」の計画期間の終了や社会情勢の変化等に伴い、「第二次稲城市職員エコ・アクションプラン」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできたところですが、第二次策定からさらに 10 年が経過し、法律の制定をはじめとする様々な国内外の動きがみられます。特に、近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあります。その地球環境への危機意識の高まりや、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和 2 年に政府による「2050 年カーボンニュートラル(脱炭素化)宣言」が行われ、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。本市においても地球温暖化の問題を私たち一人ひとりの問題と捉え、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があることから、令和 5 年 2 月に「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行いました。

こうしたなか、令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間を計画期間として、市民・事業者・学校・市が、それぞれの立場から環境施策を推進する「第三次稲城市環境基本計画」を策定すると共に、市が一事業者として地球温暖化対策に取り組むための「第三次稲城市職員エコ・アクションプラン」を策定し、引き続き職員による率先行動に取り組むものとします。

3 第二次計画期間におけるエネルギー使用量と温室効果ガス排出量

第二次計画における対象施設は、本庁・出先機関、市立病院、市消防署、市立保育園、市立小・中学校と調理場、設備系施設でした。これらの施設における令和3年度のエネルギー使用量と二酸化炭素排出量は、平成25年度比で6.3%の減少となり、令和2年度比では3.7%の増加となりました。

令和3年度が令和2年度と比べて増加となった要因は、コロナ禍において、スポーツ施設等で中止・時間短縮となっていたところ、徐々に解消され、使用時間が増えたことに加え、小・中学校や文化センター等において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、換気を行いつつ冷暖房を使用したことで使用頻度が増えたことが主な要因として挙げられます。

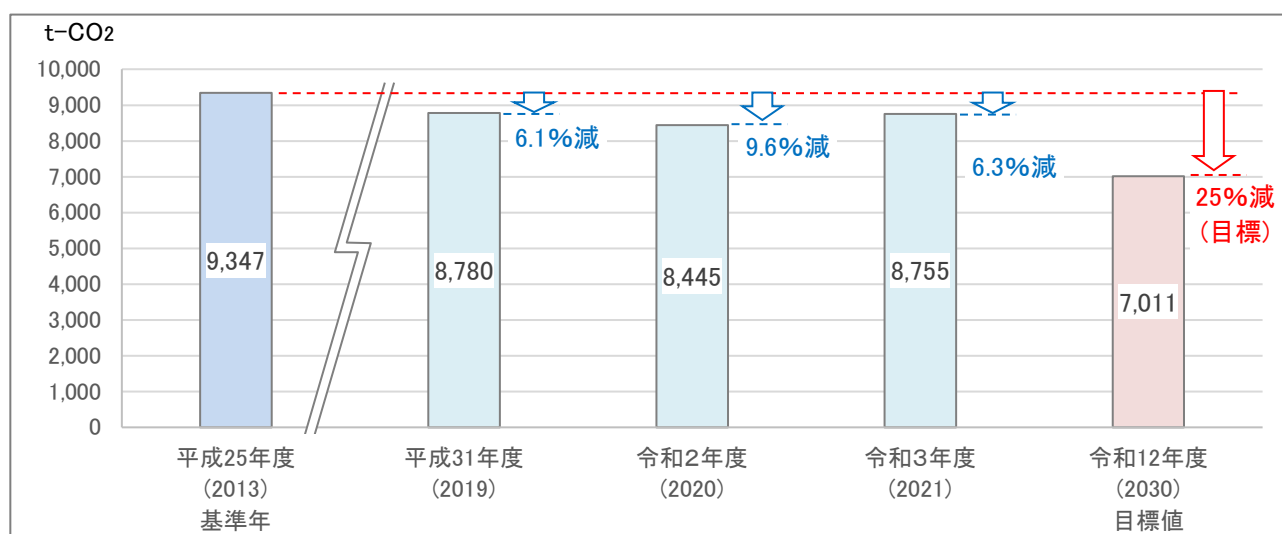
また都市ガス使用量増加の主な要因としては、第一調理場が、移転に伴いLPGから都市ガスに変わったことが挙げられます。

■エネルギー種別温室効果ガス排出量の推移と削減率

項目	単位	平成25年度 (2013) 基準年	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和3年度 増減率 (対平成25年度比)	削減目標 2030年度 (第二次計画) (対平成25年度比)
電気使用量	kWh	13,415,109	13,792,101	13,473,736	14,169,968	5.6%増	31%減
灯油使用量	L	25,260	14,512	18,299	19,594	22.4%減	25%減
LPG使用量	m ³	8,245	8,751	9,173	3,184	61.4%減	1%減
都市ガス 使用量	m ³	802,925	830,628	835,851	1,013,419	26.2%増	3%減
ガソリン 使用量	L	45,555	41,452	31,109	32,937	27.7%減	25%減
軽油使用量	L	7,627	9,026	6,748	7,376	3.3%減	25%減
二酸化炭素 排出量	t- CO ₂	9,346.86	8,779.68	8,445.19	8,754.74	6.3%減	25%減

出典：稲城市の環境/稲城市

■温室効果ガス排出量の推移と削減率



第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の視点

(1) 法律に基づく地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)では、地方自治体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制のための計画を策定するとともに、具体的な対策の実施が求められており、本計画を同法律に基づく「稲城市地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」として位置付け、温室効果ガスの排出抑制の取り組み内容を示すものとしします。

(2) 職員一人ひとりの環境配慮行動の促進

温室効果ガス削減の推進を図るため、本計画において職員一人ひとりの環境に対する意識を啓発し、日々の事務及び事業における具体的な環境配慮行動の定着や実現を目指します。

(3) 環境マネジメントシステムの運用による取り組みの推進

本計画の推進にあたり、環境マネジメントシステムを運用し、同計画に示す組織体制及び進行管理の方法に基づき、PDCA サイクルによる着実な推進を図るものとしします。

2 計画の期間

第三次稲城市職員エコ・アクションプランの期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。なお、技術の進歩や社会情勢の変化、他計画策定に伴い整合性を図る必要がある等、計画の変更が必要な場合には、随時、計画を見直します。

■稲城市職員エコ・アクションプランに関連する動向

年度	主な動向
平成14年度	○稲城市環境基本条例制定(H15.3) ○稲城市環境基本計画策定(H15.3)
平成15年度	○稲城市職員エコ・アクションプラン策定(H15.7)
平成20年度	○稲城市環境基本計画改定(H21.3)
平成22年度	○第四次稲城市長期総合計画策定(H23.3)
平成24年度	○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン策定(H25.3) ○第二次稲城市環境基本計画策定(H25.3)
平成26年度	○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン改訂(H27.3)
平成29年度	○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン改訂(H30.3)
平成30年度	○第二次稲城市環境基本計画改訂(H31.3)
令和2年度	○第五次稲城市長期総合計画策定(R3.3)
令和4年度	○稲城市カーボンニュートラル推進本部の設置(R4.9) ○「稲城市カーボンニュートラル宣言」(R5.2) ○第三次稲城市環境基本計画策定(R5.3) ○第三次稲城市職員エコ・アクションプラン策定(R5.3)

3 計画の対象範囲

本計画における対象は、「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた業務及び事務全てが対象となります。したがって、市庁舎内の事務及び事業だけでなく、公立学校や設備系施設等も含まれます。

なお、「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(令和4年3月)」に基づき、他者に委託等して行う事務及び事業(指定管理者制度を含む)も本計画の対象とします。ただし、定額制の契約電灯となっているため、詳細な使用量の把握ができない施設や他者に委託等して行う事務及び事業のうち、使用量が把握できる公園内の体育施設は対象とし、公園や植栽地の街路灯・防犯灯等については、本計画の対象外とします。

なお、計画期間中の施設等の新設・改廃等による温室効果ガスの増減も、排出量に含めます。

■第三次稲城市職員工コ・アクションプランにおける対象範囲

- 市役所庁舎
- その他出先機関
出張所、文化センター、保健センター、子ども家庭支援センター、コミュニティ防災センター、地域振興プラザ、中央図書館、オーエンス健康プラザ、稲城消防署、上平尾消防出張所、消費生活センター、いなぎ発信基地ペアテラス 等
- 小・中学校
- 調理場
- 保育園
第5保育園
- 病院
稲城市立病院、坂浜診療所
- 設備系施設
稲城長峰ヴェルディフィールド、南多摩スポーツ広場、自転車保管場所 等

以下の施設は対象外となります。

公園、植栽地等	稲城中央公園、城山公園、平尾近隣公園、上谷戸親水公園、若葉台公園、稲城北緑地公園、大丸公園、大丸親水公園、多摩川緑地公園、特別緑地保全地区、自然環境保全地域、街路樹、中央分離帯等の植栽帯
---------	---

4 計画の対象となる温室効果ガス

本計画において対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する7ガスのうち、本市の事務及び事業では使用していないガス(パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)を除いて、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)及びハイドロフルオロカーボン(HFC)を対象とします。

5 温室効果ガス排出量の算定方法

「地球温暖化対策推進法」法律施行令に定められた算定方法に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガスが排出される要因となる活動量から、以下の算定式により求めることとします。

・温室効果ガスの種類ごとの排出量

$$= \text{活動量} \times \text{排出係数} (\ast 1)$$

・二酸化炭素換算排出量 = 温室効果ガスの種類ごとの排出量 \times 地球温暖化係数 ($\ast 2$)

※1 排出係数: 活動の種類ごとに、その活動を1単位実施した場合に排出される各種温室効果ガスの量を示す値

※2 地球温暖化係数: 二酸化炭素を1としたときに、各種温室効果ガスの温暖化能力を示す値

なお、温室効果ガスの排出係数については、同法施行令第3条(令和4年6月24日一部改正)に基づく排出係数を用いることとし、他人から供給された電気の使用に伴う排出については、電気事業者(一般電気事業者及び特定規模電気事業者)及び電気事業者以外の者の別に応じて、環境大臣及び経済産業大臣が、毎年、告示する排出係数を用いることとします。

第3章 計画の基本方針

1 基準年度の温室効果ガス排出量

対象となる施設における、基準年度(平成 25 年度)の温室効果ガス(二酸化炭素換算)の排出量は、市全体で 9,346,858 kg-CO₂となっています。

活動量別の構成比をみると、電気の使用による排出が約 75%と多く占めており、次いで都市ガスが約 19%を占めています。

施設区分ごとの排出量の内訳を見ると、病院の排出量が全体の約 37%を占め、最も多くなっています。次いで、その他出先機関が約 30%、保育園・学校等が約 28%と続いており、なかでも小学校からの排出量が多くなっています。

■市の事務及び事業における活動項目別の温室効果ガス排出量(平成 25 年度)

合計		基準年活動量	活動単位	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)	
燃料使用	ガソリン	45,555	ℓ	105,763	1.13	
	灯油	25,260	ℓ	62,884	0.67	
	軽油	7,627	ℓ	19,716	0.21	
	A 重油	108,214	ℓ	293,220	3.14	
	LPG	8,245	m ³	24,725	0.26	
	都市ガス	802,925	m ³	1,793,755	19.19	
電気使用		13,415,109	kWh	7,042,932	75.35	
自動車の 走行	ガソリン	普通・小型乗用車	101,498	km	934	0.01
		軽乗用車	19,398	km	136	0.00
		普通貨物車	53,220	km	683	0.01
		小型貨物車	73,526	km	616	0.01
		軽貨物車	59,910	km	422	0.00
	軽油	普通貨物車	20,893	km	97	0.00
HFC 封入カーエアコンの使用		75	台・年	975	0.01	
合計				9,346,858	100.00	

■市の事務及び事業における施設区分別の温室効果ガス排出量(平成 25 年度)

施設区分	温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)	構成比(%)	
本庁	528,561	5.65	
保育園・学校等	保育園	234,569	2.51
	小学校	1,105,779	11.83
	中学校	599,855	6.42
	調理場	656,337	7.02
	小計	2,596,540	27.78
病院	3,414,630	36.53	
その他出先機関	2,786,681	29.81	
設備系施設	20,446	0.22	
全体	9,346,858	100.00	

2 温室効果ガスの削減目標を設定するにあたって

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が平成30年に公表した「1.5℃特別報告書」では、2050年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取り組みが活発化しています。

こうした動きを踏まえ、国では、令和2年10月に『2050年カーボンニュートラル(脱炭素化)』を宣言しました。これは、温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質ゼロにすることを意図しています。また、令和3年4月にオンラインで開催された気候サミットでは、我が国は「2030年度において温室効果ガスの2013年度からの46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という決意を表明しました。本市においても、令和5年2月に「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行なったところです。

そこで、稲城市においても「地球温暖化対策推進法」に基づき策定する「稲城市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の温室効果ガスの削減目標等を職員で共有しつつ、一事業者としての立場からも、自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを推進していく必要があります。

以上のことから、基本方針に基づき、市の組織における事務及び事業により排出される温室効果ガスについての削減目標を定めます。



東京都稲城市長 高橋 勝浩 殿

貴市におかれましては、この度、地方公共団体として2050年の温室効果ガスの排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)を目指すことを表明されました。

今回の貴市の表明をもちまして、ゼロカーボンシティは国内で863地方公共団体となりました。我が国としての2050年カーボンニュートラルの実現に向け、大変心強く感じております。

近年、国内各地で大規模な災害が多発しているところですが、地球温暖化の進行に伴い、今後、気象災害の更なる頻発化・激甚化などが予測されております。こうした私たちの生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている気候変動問題に対処するため、2050年カーボンニュートラルの実現を目指す必要があります。

現在、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46パーセント排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、我が国の成長戦略の柱の一つとしているところです。

環境省としても、脱炭素社会、循環経済、分散型社会への3つの移行を推進し、今までの延長線上ではない、社会全体の行動変容を図ってまいります。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、今後30年間のうち、とりわけこの5年間、10年間の期間が重要です。このため、地域脱炭素ロードマップに基づき、脱炭素先行地域づくりや、脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施を進めていく必要があります。貴市及び他のゼロカーボンシティと連携しながら、地域脱炭素の更なる具体化・加速化を進めてまいります。



環境大臣 西村 州夫

3 基本方針

第三次稲城市職員エコ・アクションプランを推進するための基本方針を、以下のとおり定めます。

■第三次稲城市職員エコ・アクションプランの基本方針

1. 事務及び事業の実施にあたっては、計画段階から執行に至るまで、地球温暖化をはじめとした環境課題への影響に配慮しつつ、事務及び事業を推進します。
2. 事務及び事業を通じた省エネルギー、省資源及びリサイクル等を推進し、率先して環境課題に取り組みます。
3. 環境関連法令及び市役所が同意するその他の要求事項を遵守し、継続的な環境の保全・改善を進めます。
4. 環境保全・改善のために、環境目的・目標を設定し、継続的に見直します。
5. 環境マネジメントに対する組織・運営体制を整備し、責任所在の明確化を図り環境保全・改善活動に取り組みます。
6. 公務員としての役割を認識し、環境保全・改善に対する一層の意識の向上を図るため、人材育成に取り組み、市民・事業者の模範となるよう努めます。
7. 市役所が保有する環境に関する情報は、市役所内外に公表します。また、市民や職員などからの意見、提言を積極的に取り入れて事務及び事業に反映します。

4 温室効果ガスの削減目標

本市では、第三次稲城市環境基本計画において、「2050年カーボンニュートラル」の実現に対して積極的に取り組む決意を込め、市域の温室効果ガス排出量削減を「2013年度比で46%削減」と掲げております。それを踏まえて、本計画においては、市の事務及び事業活動に係る温室効果ガス総排出量を、計画期間内の令和12年度(2030年度)までに、国の「地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)」の「業務その他部門」における削減目標である「51%の削減」(平成25年度比)を目指して、各種の取り組みを推進することとします。

第三次稲城市職員エコ・アクションプランの削減目標

市の事務及び事業活動に係る温室効果ガス総排出量を平成25年度に対し、令和12年度(2030年度)までに **51%削減** することを目標とし、各種の取り組みを行います。

■温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省 HP「地球温暖化対策計画 概要」

電気などの項目については、排出係数の変動により温室効果ガス排出量が大きく変化する可能性があることから、以下の表中にある活動量についても削減目標の目安とします。

なお、長期的な目標として、国等のエネルギー政策や技術開発と連携しつつ毎年削減を続ける事により、2050年における我が国の温室効果ガス削減の目標に資する取り組みを展開します。

■第三次稲城市職員エコ・アクションプランにおける温室効果ガスの削減目標

項目	活動量			温室効果ガス排出量(kg-CO ₂)			削減目標(減)		
	単位	基準年度 H25(2013)	R3 (2021)	基準年度 H25 (2013)	R3 (2021)	R12 (2030)			
燃料 使用	ガソリン	ℓ	45,555	32,937	105,763	76,470	52,882	50%	
	灯油	ℓ	25,260	19,594	62,884	48,780	31,442	50%	
	軽油	ℓ	7,627	7,376	19,716	19,067	11,829	40%	
	A重油	ℓ	108,214	0	293,220	0	0	100%	
	LPG	m ³	8,245	3,184	24,725	9,549	7,418	70%	
	都市ガス	m ³	802,925	1,013,419	1,793,755	2,264,007	1,722,006	4%	
電気使用		kWh	13,415,109	14,169,968	7,042,932	6,333,978	2,746,744	61%	
自動車 の 走行	ガ ソ リ ン	普通・小型乗用車	km	101,498	43,904	934	392	280	70%
		軽乗用車	km	19,398	4,004	136	27	14	90%
		普通貨物車	km	53,220	56,017	683	700	478	30%
		小型貨物車	km	73,526	51,174	616	416	308	50%
		軽貨物車	km	59,910	43,410	422	296	211	50%
	軽 油	普通貨物車	km	20,893	21,996	97	100	68	30%
HFC封入カーエアコンの使用		台・年	75	67	975	957	870	11%	
温室効果ガス総排出量					9,346,858	8,754,739	4,574,550	-	

基準年度(H25)に対する温室効果ガス総排出量の削減率(減)	51.1%
--------------------------------	-------

5 温室効果ガス削減目標以外の取り組み方針

(1)用紙購入・水道使用に係る取り組み方針

第二次計画期間においては、温室効果ガス削減目標以外に資源・リサイクルの推進として「用紙購入量」、「水道使用量」について削減に向けた取り組みを推進してきました。

第三次計画においても、温室効果ガス削減項目とともに、一括した管理により取り組みを推進していくこととします。

■資源・リサイクルに係る実績

項目	単位	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
水道使用量	m ³	206,978	207,598	209,244	150,386	171,247
用紙購入量	枚	23,285,230	23,265,163	22,882,156	23,141,159	20,563,628

出典:稲城市の環境/稲城市

第4章 率先行動計画

市は、様々な政策や事業を行うという行政の主体としての役割のほか、民間企業等と同様に各種の製品の購入・使用、公共施設の建築・維持管理、公共工事など、事業者や消費者としての経済活動を行っています。

また、市民・事業者の自主的積極的な行動の促進を図る立場にあり、市自らが模範となり、率先した行動を取っていく必要があります。

市では、市内の一事業者として、自ら率先して地球温暖化対策に資する行動を実行していくため、「稲城市職員による配慮と行動」を推進していきます。

1 稲城市職員による率先行動

表に記載されている「●」については、取り組みを推進できる主体の目安です。

「●」が付されていない場合でも、施設の状況や所属毎の方針などに応じて、可能な限り取り組むことが望ましいです。

(1)物やサービスの購入にあたっての配慮

取組番号	具体的な行動	職員一人ひとりが取り組むもの	施設管理者が取り組むもの	担当課(主導となる課)が取り組むもの
1-1	公用車の新規導入や更新にあたっては、次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車等)等を採用します。			●
1-2	公共施設のLED化を推進します。		●	●
1-3	OA機器については、省エネルギー型の導入を検討します。			●
1-4	コピー用紙は、グリーン購入法で定められる総合評価値 80 ポイント以上を目安にし、可能な限り古紙配合率が高いものを購入します。	●		●
1-5	事務用品は、エコラベル・グリーンマーク・生態系保全に係る認証ラベル等の商品等を購入します。	●		●

(2)物やサービスの使用にあたっての配慮

取組番号	具体的な行動	職員一人ひとりが取り組むもの	施設管理者が取り組むもの	担当課(主導となる課)が取り組むもの
2-1	昼休み時間及び時間外は、不要な照明を消灯します。廊下やロビーなどの共用部分についても業務に支障のない範囲で消灯に努めます。	●	●	●
2-2	クールビズ・ウォームビズを徹底し、設定温度(冷房28℃、暖房20度)を目安に、空調機器の管理や会議室等を利用します。	●	●	●
2-3	外気の導入や換気の励行による温度調整により冷暖房の節約に努めます。	●		

取組番号	具体的な行動	職員一人ひとりが取り組むもの	施設管理者が取り組むもの	担当課(主導となる課)が取り組むもの
2-4	冷暖房の効率を上げるために、ブラインドなどを適正に利用します。	●		
2-5	事務等に支障がある場合を除き、OA機器やコピー機などの事務機器の適正使用(未使用時の電源 OFF など)に努めます。	●		
2-6	可能な限りエレベーターの使用を控え、階段を利用します。	●		
2-7	庁内の各種会議ではタブレットを活用したオンライン資料を推進します。	●		
2-8	両面コピーや両面印刷、縮小コピーを徹底します。	●		
2-9	所属毎での資料の共有や庁内 LAN・文書管理システムの活用により、印刷物の各自配布を減らします。	●		
2-10	ポスターやちらしなど、周知・啓発に使用する印刷物については、古紙混合率などの標記に努めます。	●		
2-11	ノー残業デーを徹底し、事務の効率化を図り、残業を減らすように努めます。	●		●
2-12	自転車の利用を励行します。	●		●
2-13	出張等は、公共交通機関の利用を原則とします。	●		●
2-14	公用車使用時のアイドルストップや法定速度遵守など、エコドライブを実践します。	●		
2-15	車一台ごとの走行距離・給油量・燃費等を管理し、適正な利用に努めます。			●

(3) 廃棄にあたっての配慮

取組番号	具体的な行動	職員一人ひとりが取り組むもの	施設管理者が取り組むもの	担当課(主導となる課)が取り組むもの
3-1	ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。	●	●	●
3-2	廃棄する文書等の紙類は、可能な限りリサイクルします。	●	●	
3-3	主催するイベントなどでは、マイ箸、マイバック、マイカップの使用を励行します。	●		●
3-4	使い捨て製品等の購入や持ち込み、使用を極力控えます。	●	●	●
3-5	ワンウェイのプラスチック(容器包装等)の排出抑制や、ペットボトルの分別・リサイクルの徹底、さらには容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチックの一括回収に向けた取り組みを進めます。	●	●	●
3-6	使用済みの封筒を交換便などに再使用します。	●		
3-7	プリンタに使用するトナーカートリッジは、リサイクルを原則とします。			●
3-8	事務用品や電気製品の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を図ります。	●		●
3-9	賞味期限の近づいた防災備蓄食品は、防災訓練などで市民の防災意識の啓発のために使用するほか、フードバンクなどとして、有効活用を図ります。			●
3-10	廃ペットボトル等再生プラスチック原料を用いた被服の購入など、リサイクル品の利用に努めます。			●

(4)設計・施工段階にあたっての配慮

取組番号	具体的な行動	職員一人ひとりが取り組むもの	施設管理者が取り組むもの	担当課(主導となる課)が取り組むもの
4-1	再生可能エネルギー設備の導入を検討します。		●	●
4-2	建築物の設計・建築にあたっては、建築物省エネ法の省エネ基準を確保するとともに、自然光が入りやすい部屋割りや窓などの配置に配慮するなどの工夫に努める。		●	●
4-3	公共施設の ZEB 化を検討します。		●	●
4-4	雨水利用設備の導入や節水型機器の導入を検討します。		●	●
4-5	透水性舗装、雨水浸透ます等を必要に応じて設置し、雨水の地下浸透を図ります。		●	●
4-6	換気、空調、照明、給湯、窓、昇降機等の設備の改修時には、環境省が示す「L2-Tech」(※)登録製品などを積極的に採用します。		●	●
4-7	ひさし・緑のカーテンの設置等を検討し、断熱性能向上に努めます。		●	●
4-8	部署間の連携を図り、基本構想や設計段階などで環境配慮を織り込みます。		●	●
4-9	施工時に発生する廃棄物の適正処理の把握に努めます。			●

※L2-Tech:エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす先導的(Leading)な低炭素技術(Low-carbon Technology)を有する製品

(5)管理段階にあたっての配慮

取組番号	具体的な行動	職員一人ひとりが取り組むもの	施設管理者が取り組むもの	担当課(主導となる課)が取り組むもの
5-1	照明器具や空調機のフィルター等の定期的な清掃等、設備・機器の保守管理を徹底します。		●	
5-2	ポスターやエネルギー使用量の周知などを通じ、利用者に省エネルギーを呼びかけます。		●	
5-3	廃棄物の組成分析を行い、施設毎にごみ減量化の方策を検討します。		●	●

(6)その他

取組番号	具体的な行動	職員一人ひとりが取り組むもの	施設管理者が取り組むもの	担当課(主導となる課)が取り組むもの
6-1	職場ごとの取り組みや環境配慮の事例などの情報を提供します。	●		●
6-2	エコ・アクションプランのみならず、自主的な改善を図ることにより、環境効率性の向上に努めます。	●	●	●

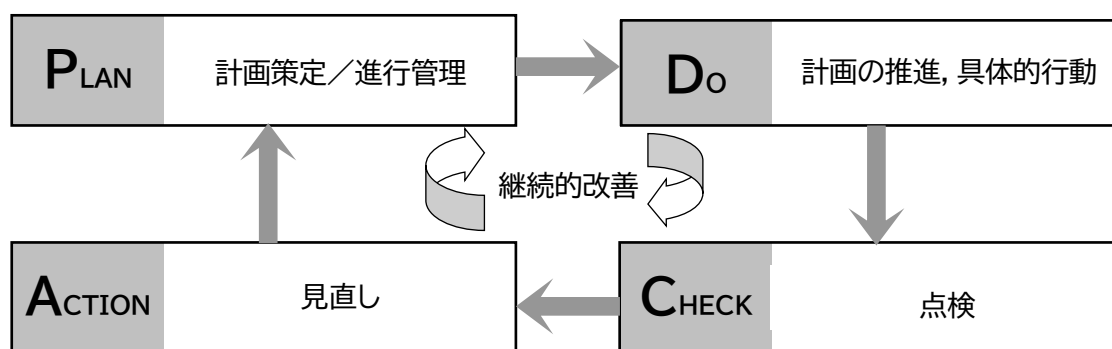
第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進の考え方

本計画の実行性を高め、実効的かつ継続的に計画を推進していくための方策として、PDCA サイクルを基本とした継続的改善システムによる推進を図ります。

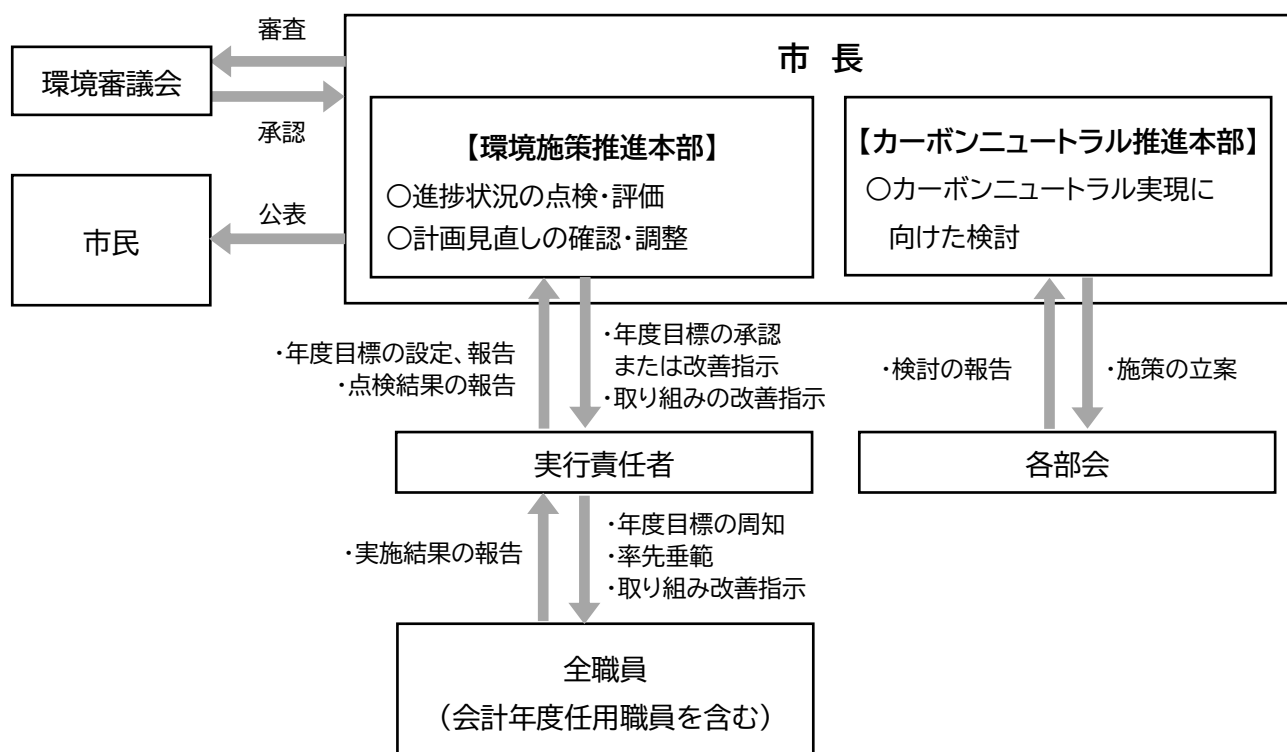
■PDCAサイクルの考え方



(2) 計画の推進体制と仕組み

計画の推進にあたって、各職場に実行責任者を任命し、各人が取り組みの率先垂範に努めるとともに、職員への取り組みの周知及び徹底を促します。また、実行責任者は、定期的に実施状況の点検を行うとともに、点検結果を踏まえた年度目標の設定を行い、環境施策推進本部の承認等を経て、年度目標を係員に周知します。計画の推進結果及び年度目標については、市長より環境審議会へ審査を要請し、承認を受け、それを踏まえて、環境施策推進本部において計画の見直しを行います。

■第三次稲城市職員エコ・アクションプラン推進及び点検の流れ



■第三次稲城市職員エコ・アクションプラン推進体制及び役割

組織名	役職	主な役割
市長		<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定及び改定 ・計画及び評価結果の公表
環境施策推進本部	本部長 : 市長(兼務) 副本部長 : 副市長 本部長 : 教育長、部長職	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進方策等の見直し審議 <ul style="list-style-type: none"> - 計画の基本的事項 - 計画の目標 - 計画の推進体制 ・点検結果の評価 ・取り組みの改善指示
実行責任者	各課課長職	<ul style="list-style-type: none"> ・職場の実情に応じた適切な推進体制の整備 ・本計画で定める取り組みの率先垂範 ・計画の実施状況の記録・管理・効果・問題点等の日常的な把握 ・記録等の事務局への報告 ・点検結果、改善指示後の是正措置
全職員(会計年度任用職員を含む)		<ul style="list-style-type: none"> ・行動の実践
事務局	緑と環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・記録の点検、集計と推進本部への報告
稲城市環境審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・市の計画推進に対する第三者的な審議

2 点検・評価・公表の方法

(1)点検

- 実行責任者は、各課での取組状況やエネルギー(電気やガスなど)使用量を事務局へ報告するほか、職員に対し取り組みの改善を図ります。
- 事務局は、年に一度各課からの報告を点検します。

(2)評価

- 事務局は、点検の結果を環境施策推進本部へ報告します。
- 環境施策推進本部はこれを評価し、必要に応じて実行責任者に対して改善指示を行います。
- 実行責任者は、改善指示により是正措置を行います。

(3)公表

- 温室効果ガス排出量を示す基準値、現状値、目標値を含む、計画の内容及び取り組み状況について、広報紙やホームページ、稲城市環境白書等を活用して広く公表します。

3 計画の見直し手順

環境施策推進本部は、毎年、事務局からの点検結果の報告を受け、次にあげる(1)から(3)の見直し項目を審議し、市長の確認を得ます。

(1)計画の基本的事項

次にあげる事項を踏まえ、地球温暖化対策の対象範囲等、計画の基本的な事項に変更が必要か審議します。

- 新しい施設・設備の導入や大きな組織変更による計画への影響
- 法律の改正等

(2)計画の目標

実行責任者からあげられた年度目標の妥当性について以下の点を考慮して審議します。

- 新たな取り組みの検討
- 目標の達成度と取り組みの実施効果
- 総排出量の評価・算定方法の変更等による目標変更の必要性

(3)計画の推進体制

取り組みを実施する推進体制上の問題点について、次にあげる事項等の情報を基に審議します。

- 運用の実態と体制の整合性
- 大幅な組織の変更

市長は、環境施策推進本部での審議結果を受け、計画の変更や是正措置が必要と判断した場合は、環境施策推進本部にて改善の指示を行います。